農業水利施設の維持管理

土地改良事業により造成された施設は、土地改良法及び条例に基づき維持管理されている。造成施設の建設主体、所有主体、管理主体の一般的な関係は、以下のとおり。

国営事業による造成施設については、土地改良区等に管理委託又は譲与し、土地改良区等が管理 都道府県営事業による造成施設については、土地改良区等に管理委託又は譲与し、土地改良区等が管理 団体営事業による造成施設については、造成主体の土地改良区等が管理

